

会 議 録 (1)

会議の名称	飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会
開催日時	平成29年6月27日(火) 開会 午後4時00分 閉会 午後5時00分
開催場所	飯能市役所別館 会議室2
議長氏名	飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会長 大沼 洋一
出席委員	大沼 洋一 近藤 隆彦 市川 好子 児嶋 雅子 志田 朝夫 島田 利二 永村 恭彦 福田 祐子
欠席委員	なし
説明者の職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・管財課 櫻井主任 ・地域活動支援課 梶田主査 ・市民会館 増田館長 ・環境緑水課 綿貫主査 ・資源循環推進課 鳴島主査 ・子育て支援課 五十川課長 ・健康づくり支援課 谷田部主査 ・建築課 平沼主幹 ・会計課 市川主査
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職・氏名	企画総務部長 鈴木 弘智 庶務課長 吉田 実 庶務課主査 鈴木 雅之 庶務課主任 示野 真敏

会 議 録 (2)

議事の内容（経過）・決定事項

審 議

- (1) 個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について（報告）
（個人情報保護条例第7条関係）
 - ・新規に届出された業務、変更又は廃止された業務について事務局から報告があった。

- (2) 平成28年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）
 - ・平成28年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告があった。

- (3) その他
 - ・飯能市個人情報保護条例の一部改正について、事務局から報告があった。

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
	<p>・開会に先立って永村委員に委嘱状が交付された。</p>
庶務課長	<p>定刻となりましたので、飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会を開会します。まず、このたびは、松下委員が5月9日をもって退任され、新たに永村委員が就任されましたので、審議に入る前に自己紹介をお願いします。</p> <p>—永村委員から自己紹介—</p>
	<p>ありがとうございました。それでは、続きまして、大沼会長より御挨拶いただきます。大沼会長よろしくをお願いします。</p>
	<p>—会長挨拶—</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは次第に沿って、審議に入ります。ここからは、規定にのっとって、会長に議事の進行をお願いします。</p>
	<p>それでは、審議に入ります。最初に、3審議の(1)個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について(報告)、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主任	<p>事務局から報告します。飯能市個人情報保護条例第7条では、実施機関は個人情報の収集等に係る業務を新たに開始又は変更・廃止しようとするときは、その内容を届け出て、審議会に報告しなければならないとされていますが、その個人情報の収集等に係る業務の届出についての報告です。資料1をご覧ください。</p>
	<p>—資料1のとおり届出のあった業務の件数を報告—</p>
会長	<p>内容等につきまして、御質問があればお願いします。</p>
委員	<p>事務局からの報告について、何か質問はありますか。</p>
管財課主任	<p>1ページの防犯カメラでの画像についてですが、データ件数が30件未満となっていますが、この件数は何をもって1件と考えるのですか。</p>
委員	<p>1日分のデータを1件とカウントします。14日間保存するので、14件とカウントして30件未満としています。</p>
管財課主任	<p>画像データは、毎日全てを確認しているのですか。</p>
委員	<p>毎日確認をしているわけではありません。何か特に必要があるときに確認しています。</p>
管財課主任	<p>撮影は、常時していて、来庁者は常に撮影されているのですか。</p>
	<p>特に死角となりやすい西側と北側の出入口に設置していて、平日の勤務時間外と休日のみ撮影しています。なお、防犯カメラが設置されている旨の表示もしてあります。</p>
会長	<p>防犯目的で設置しているということですか。</p>
管財課主任	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>8ページの養育支援訪問事業についてですが、個人情報の記録項目が多くなっています。個人情報保護条例上は、取得する個人情報は必要最</p>

子育て支援課長	小限とされていますが、このような詳細な個人情報も必要なのですか。 非常に若いお母さんであったり、何かしらの障害をお持ちのお母さんであったりする場合等に子どもの養育を支援する事業ですので、お子さんの詳細な状況はもちろんのこと、保護者の家族構成、既往症、育った環境等の詳細な情報が必要になります。
委員	この個人情報は、民生児童委員や母子愛育会の方にも渡すのですか。災害時要援護者の情報等と同様の取扱いとなるのですか。
子育て支援課長	この事業による情報を、民生児童委員や母子愛育会の方に提供する予定はありません。
委員	9ページの0歳児おむつ無償化事業についてですが、業務開始年月日が5月となっていますが、日にちまでは記載しないのですか。
子育て支援課長	3月に当該届出書を提出した時には、5月頃から事業を開始する予定でしたが、細かい日程までは決定していなかったため、日にちまでは記載していませんでした。
委員	12ページの飯能住まい事業補助金についてですが、個人情報の記録内容として年齢は対象としていますが、生年月日は必要無いのでしょうか。
建築課主幹	他市町村から飯能市に転入し、本補助金を活用するときに、家族の年齢構成を確認するために年齢が必要になりますが、生年月日までは必要がないので、このようにしてあります。補助金の申請書も生年月日ではなく年齢の記載となっています。
会長	全体的なことについてですが、電子計算機による処理のオンライン結合とありますが、具体的にはどのようなものですか。
庶務課主任	飯能市のシステムと飯能市以外の、例えば他市のシステムとをオンラインで接続して、常時、相手方が飯能市の個人情報に接続して見ることができる「サーバーの共有」のような状態をオンライン結合と定義しています。ですので、例えば、クラウドシステムのようにインターネット回線で外部のクラウドサーバーに接続されている場合、接続されたクラウドサーバーは別の者も利用しますが、もちろん飯能市の情報とは遮断されていますので、このような場合は、オンラインで接続されていても条例で規定しているオンライン結合とは考えません。なお、条例上、法令等に定めがある場合かこの審議会ですら特に必要があると認められたときにのみオンライン結合が可能となりますが、個人情報が外部と常時接続されている状況は、通常ほとんどなく、事例は限られています。例えば、法律に規定があるものとしても、マイナンバー制度など限られた場合のみです。
委員	5ページのお知らせメールの業務の廃止について、データの廃止だけになっていますが、紙媒体はないのですか。
市民会館館長	データでの管理だけですので、データの廃止としてあります。紙媒体はありません。
会長	他に質問はありますか。ないようですので、続いて、(2)平成28年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）、事務

庶務課主任	<p>局から報告をお願いします。</p> <p>事務局から報告します。情報公開条例と個人情報保護条例では、その運用状況を公表することとなっていますので、平成28年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、概要を報告します。資料2を御覧ください。2ページの表1を御覧ください。情報公開条例の運用状況について、公文書の開示請求・申出の件数は29件でした。平成27年度が24件でしたので5件の増加となりました。内訳は、3ページに一覧が載っています。市長に対するものが28件、教育委員会に対するものが1件でした。詳細は、5ページから9ページまでに一覧が載っています。このなかでは、市民生活部と建設部に関するものが、合わせて15件と多くなっています。次に、個人情報保護条例の運用状況について、10ページを御覧ください。平成28年度の個人情報の収集等に係る業務の届出件数は表6のとおり、開始36件、変更2件、廃止7件でした。個人情報の目的外利用と外部提供の届出件数は表7のとおり、目的外利用は1件、外部提供は1件でした。自己情報の開示請求は40件で、詳細は、11ページから16ページまでに一覧が載っています。次に、情報公開及び個人情報保護審査会について、17ページを御覧ください。平成28年度は、審査請求はなく、審査会は開催されませんでした。次に、審議会等の会議公開の運用状況について、19ページを御覧ください。表10のとおり傍聴者のあった会議は5あり、延べ11人が傍聴されました。飯能都市計画事業双柳南部土地区画整理審議会に傍聴者が多かったようです。簡単ですが運用状況についての報告は以上です。</p>
会長 委員	<p>事務局からの説明について、何か質問はありますか。</p> <p>5ページ整理No. 6と7ページ整理No. 18について、不開示という決定になっていますが、請求者はこのことについて納得しているのですか。</p>
庶務課主任	<p>整理No. 6は、道路管理者が市ではない道路であったため、占用許可が出ていることはありません、結果として該当する文書の不存在により不開示となったかと思えます。整理No. 18は、決定内容にあるとおりです。どちらも請求者は納得していると考えています。</p>
会長	<p>整理No. 18の文書のうち、廃棄済みのために文書が不存在とされた文書の保存期間は何年だったのですか。</p>
庶務課主任	<p>請求のあった平成28年度に平成27年度の文書を廃棄しているので、文書の保存期間は1年未満だったと思われま。報告書の結果を統計データとして取りまとめたので、個々の職員の実績報告書は保存の必要がなかったとの説明を担当課から受けたように記憶しています。</p>
会長	<p>基本的には全て開示するというので、個人の氏名や印影などといった開示できないものや実際に文書がない場合のみ、不開示としているということよろしいですか。</p>
庶務課主任	<p>そのとおりです。</p>
会長	<p>他に質問はありますか。よろしいですか。では、審議(3)その他について</p>

庶務課主査	<p>て、事務局から何かありますか。</p> <p>(3)「その他」として、事務局から1件、平成28年度中にありました飯能市個人情報保護条例の改正につきまして報告します。資料3を御覧ください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正され、個人番号の利用範囲の拡充等の整備がされました。この改正により、地方公共団体が条例により独自に個人番号を利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携について定められました。条例の改正内容は、この改正された番号法の制度と合わせるためのもので、法律の内容のとおり改正となっていますので、報告のみとしました。報告は、以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
会長 委員 庶務課主査	<p>事務局からの説明について、何か質問はありますか。</p> <p>市の独自利用事務としてはどのようなものがありますか。</p> <p>現在、市では条例による独自利用事務はありませんが、国が想定している独自利用事務としては、外国人の生活保護に関する事務、重度心身障害者医療費の支給に関する事務、子ども医療費の支給に関する事務、ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務等があります。</p>
会長 庶務課長	<p>他に質問はありますか。よろしいですか。それでは、本日の審議は終了しますので事務局からお願いします。</p> <p>慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。以上で審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

平成29年 月 日

議長の署名